

第1 景観法・景観条例等の運用状況

令和2年3月末現在

		H30 年度	R1 年度	累計	備考
景観条例	眺望点指定	0 件	0 件	2 件	・中央公園眺望点 ・くりはま花の国眺望点
	景観推進地区指定	0 件	0 件	1 件	・横須賀見晴らしの丘景観推進地区
	地区景観協議会認定	0 件	0 件	0 件	
	景観審議会開催	2 回	1 回	28 回	第1回はH16.7.28 開催
	専門部会開催	12 回	9 回	183 回	毎月1回開催
	民間の建築等計画	4 件	7 件	158 件	
	公共の建築等計画	1 件	5 件	41 件	
	建築等計画以外	2 件	3 件	153 件	景観法や景観条例の運用等
	表彰	1 件	0 件	36 件	すかまち景観デザイン賞 景観デザイン部門市長特別賞 (H28～概ね隔年実施)
	助成	0 件	0 件	0 件	
	勧告及び公表	0 件	0 件	1 件	
	景観協議	109 件	82 件	1,131 件	民間 H21.7.1～ 公共 H27.7.1～
景観法	届出及び通知 ※	109 件	83 件	1,890 件	
	景観重要建造物指定	0 件	0 件	0 件	
	景観重要樹木指定	0 件 (0 本)	0 件 (0 本)	28 件 (235 本)	
	景観重要公共施設の整備に関する事項	0 件	0 件	1 件	うみかぜの路景観重要道路
要綱	色彩協議	287 件	282 件	-	

※ 平成18年6月30日までは景観条例(自主条例)、平成18年7月1日からは景観法の運用となる。

1 景観法・景観条例等の指導について

(1) 景観パトロールの実施(2回実施5件指導、その内3件景観法届出対象)

足場が掛かっている景観法の届出が必要と思われる規模の建物に対し、直接現場に訪問し、手続きを行うよう指導を行った。



2 景観法・景観条例等の周知について

- (1) 建築業団体の会合に赴き、景観手続きの説明を実施（４・５月）
- (2) 横須賀市労働基準基準監督署での景観協議・景観法届出パンフレットの配布

3 景観条例の改正について

(1) 条例改正の手続き

- ア 令和元年 7 月 12 日 景観審議会諮問、同月 19 日答申
- イ 令和元年 10 月 8 日から 11 月 1 日 市民パブリック・コメント手続き
- ウ 令和 2 年 3 月 24 日 改正条例公布
- エ 令和 2 年 7 月 1 日 改正条例施行

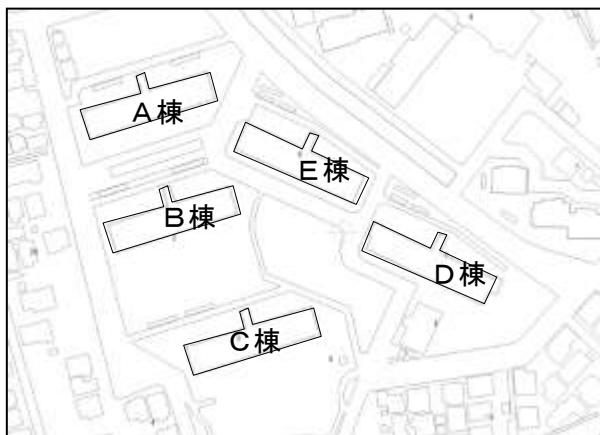
(2) 改正の概要

- ① 道路上に建築基準法の許可を得て建築するものに係る建築行為等を、景観法の届出対象行為とした。
- ② 敷地内延べ面積が 1,000 ㎡を超える届出対象行為のうち、次のアからエの全ての項目に該当するものは、届出対象行為から除外した。
 - ア 敷地面積が 1 ha を超えるもの
 - イ 建物単体で延べ面積 100 ㎡未満のもの
 - ウ 道路などから容易に望見されないもの
 - エ 市長が周辺景観に影響を及ぼさないと認めたもの
- ③ 国又は地方公共団体が行う行為についても、完了届を提出する対象とした。
- ④ 景観協議終了後 5 年以内に工事着手しない計画については、改めて協議を行うこととした。

第 2 その他の景観に関する事業

1 色彩相談（令和元年度 24 件、平成 30 年度 28 件）

建築物・工作物に対するアクセント色の使い方や周辺の街並みと調和する色彩計画のアドバイス等を行う「建物の色彩相談」事業を実施した。



色彩相談のアドバイス事例（市営住宅 5 棟外壁塗装）

棟ごとの階段室外壁に変化をもたせる提案があった。



アドバイスを受け令和元年度施工された2棟（残り3棟は令和2年度以降に施工予定）

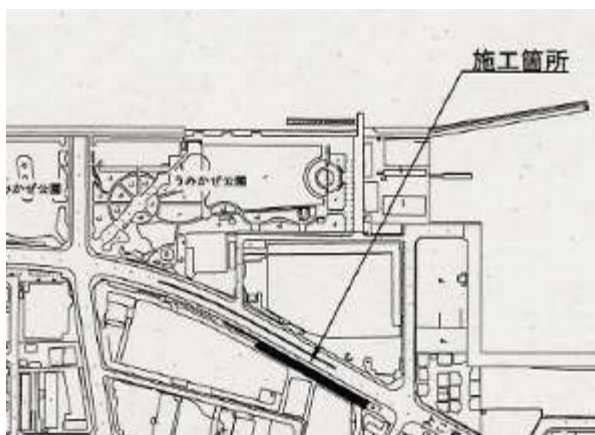
2 その他事業の周知について

- （1）市内のマンション管理組合（342件）に対し、色彩相談の活用を図ってもらうため、事業案内のダイレクトメールを送付（10月）
- （2）市民に色彩景観についての啓発を行うため、広報よこすかに記事掲載（10月）

3 景観推進指導業務（4件）

主な指導

- （1）サインデザインマニュアルの指導業務
- （2）景観重要道路に関する指導業務



景観重要道路の歩道舗装材について、素材や模様等の事前相談を実施

4 地域毎の景観指導に向けた業務

- （1）横須賀中央エリアまちづくり景観協議会の運営

平成31年3月に地元商店街や町内会で構成する「横須賀中央エリアまちづくり景観協議会」を設立し、平成31年4月に「横須賀中央エリアまちづくり景観協定」を施行した。

協定では、一定規模以上の建築行為等について、「横須賀中央エリアまちづくり景観協議会」と事前協議することをルール化した。

令和元年度は、相談のあった建築計画について、協議会と事業者で協議を行ったほか、勉強会やパトロール、情報共有などを行った。

5 よこすか都市景観協議会の運営

本市にふさわしく魅力ある都市景観の実現に寄与することを目的とし、市内の景観形成に関わる9団体で構成するよこすか都市景観協議会を運営。

(1) よこすか都市景観フォーラムの開催

- ア 開催日 令和2年2月9日(日)
- イ 場 所 横須賀芸術劇場小劇場(ヨコスカ・ベイサイド・ポケット)
- ウ テーマ 平成から令和へ 横須賀の魅力をつなぐまちづくり
- エ 参加者 246名(一般、よこすか都市景観協議会関係者、市職員等)
- オ 内 容 第25回よこすか都市景観フォーラム

◆講演1/ 歴史にみる横須賀の魅力

横須賀市近代歴史遺産活用事業推進協議会会長 山本 詔一 氏

◆講演2/ 斜面都市の魅力と課題

森ビル㈱都市開発本部計画企画部メディア企画部長 矢部 俊男 氏

(2) よこすか景観ニュースの発行、ホームページの更新

- ア ニュース第20号の発刊(発行日: 令和2年2月1日)
- イ HPの更新(随時実施)

(3) すかまち景観デザイン賞の検討

景観デザイン部門の応募件数が年々減少していることから、実施方法の検討を行った。

(4) 景観についての勉強会の開催

協議会会員向けに、景観条例改正パブリック・コメント資料の説明などを行った。